

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため

＜坂東市体育施設ガイドライン＞

1、適切な距離の確保対策(人と人が触れ合わない程度)

- 利用者が運動スポーツを行う際は感染予防の観点から周囲の人となるべく距離を開けること。
- 3つの密(密閉・密集・密接)を避けること。
※マスクの着用については、個人の主体的な判断を尊重することを基本とする。
- 障害者の誘導や介助を行う場合を除き、他の利用者や、施設管理者スタッフ等との適切な距離を確保すること。
- 屋内施設については、換気を徹底すること。
- 観覧席を使用する際は、密な状態とならないようにすること。

2、保健衛生対策の徹底

- 発熱、風邪等の症状がある場合は、利用を自粛すること。
※利用前に検温や問診をすること。
- 手洗いや咳エチケットなど、基本的な感染症対策を徹底すること。
- 球技などの用具の消毒をこまめにする。
- 事業者及び関係団体が作成している業種別ガイドラインがある場合は、必要に応じそれに留意すること。

3、その他

- 利用者の名簿を提出すること。(用紙は受付時またはホームページより)
- その他、感染拡大につながらないよう、施設管理者の指示に従うこと。